

改正案	現行
<p>（有価証券通知書） 第四条（略）</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定があつたことを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下</p>	<p>（有価証券通知書） 第四条（略）</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）</p>

「主務大臣の認可」という。()を受けたことを証する書面(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)

八 (略)

二 (略)

3・4 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転(当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前一年三月内に行われたものに限る。()により設立された完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。()であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。()となつた会社(以下この項において「当該完全子会社」という。()のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社(以下この項において「適格完全子会社」という。()が当該株式移転の前

八 (略)

二 (略)

3・4 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

(新設)

に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とする。

一 その適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であること。

二 当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であること。

4 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち第二項に規定するものを提出している者又は前項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国会社にあつては第二号の二様式、外国会社にあつては第七号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める基準のうち第四項第三号に掲

ける基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。()には、第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2・3 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、前条第三項に規定する期間とし、第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第三項に規定する有価証券報告書とする。

5 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し

ける基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。()には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録

若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ・二（略）

ホ 当該有価証券が社債又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

1) 当該保証を行っている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

ロ（略）

ヘ・ト（略）

チ 当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しよつとする場合における当該書面

二 第二号の様式により作成した有価証券届出書

イ（略）

ロ 前号ロからチまでに掲げる書類

ハ 当該有価証券届出書の提出者（以下この号において「当該提出者」といふ。）が第九条の第三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する

の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ・二（略）

ホ 当該有価証券が社債又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

1) 当該保証を行っている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

ロ（略）

ヘ・ト（略）

（新設）

二 第二号の様式により作成した有価証券届出書

イ（略）

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

場合はロを除く。()に掲げる事項を記載した書面

イ) 当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ) 同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

ハ) 当該株式移転の目的

ニ) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロから下までに掲げる書類

ハ (略)

ニ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ (略)

ヘ (略)

三の二六 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。) には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することがで

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロから下までに掲げる書類

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロから下までに掲げる書類

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

三の二六 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。) には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することがで

きる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ (略)

ハ 当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号八に掲げる書面

二 (略)

三 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ (略)

きる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ 当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ (略)

(新設)

二 (略)

三 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ (略)

二 (略)
3~5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ 水 (略)

二 (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に關し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

二 (略)
3~5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ 水 (略)

二 (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に關し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

<p>一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 令第四条第四項に規定する会社については、当該更生手続開始の公告の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p> <p>第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げ</p>

<p>(新設)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義府令第五条第二項に規定する場合に該当した場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p> <p>第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げ</p>
--

る有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくは八からホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ・ロ（略）

八 その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコーポラショナル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

1) 当該保証を行っている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

ロ）（略）

二・ホ（略）

へ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しよつとする場合における当該書面

る有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくは八からホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ・ロ（略）

八 その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコーポラショナル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

1) 当該保証を行っている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

ロ）（略）

二・ホ（略）

（新設）

二 (略)
2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 (略)

2 内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しよつとする場合に、当該書面を添付するものとする。

3 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一・二 (略)

三 当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しよつとする場合における当該書面

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

二 (略)
2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 (略)

(新設)

2 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合(次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合)

イ 二 (略)

二の二 令第一条の四第三項(令第一条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘(令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。)又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘(法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ 八 (略)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の二第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ (略)

三 六 (略)

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合(次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合)

イ 二 (略)

二の二 令第一条の四第二項(令第一条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘(令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。)又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘(法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会又は株主総会の決議があつた場合

イ 八 (略)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の二第二項各号に規定する会社の取締役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ (略)

三 六 (略)

六の二 提出会社が完全親会社となる株式交換（当該株式交換により完全子会社となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ～ハ （略）

六の三～八 （略）

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含み、委員会等設置会社である場合は代表執行役。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後、有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ～二 （略）

十～十九 （略）

3
（略）

六の二 提出会社が完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この項において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項において同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ～ハ （略）

六の三～八 （略）

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含み、以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後、有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ～二 （略）

十～十九 （略）

3
（略）

<p>4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に提出する臨時報告書</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券を発行するための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>五～八（略）</p>	<p>4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に提出する臨時報告書</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>五～八（略）</p>
---	---